

空き家の家財道具の処分に 補助金が活用できます



空家家財道具等撤去促進事業補助金

【補助額】

上限 **10万円**

補助対象経費の1/2



補助対象者

空き家バンクに登録された空き家の所有者や入居者

※入居者の場合は、補助金の交付を受けた日から2年以上継続して当該空き家に居住する意思を有していること

補助対象経費

- ・ごみの処分に要する経費
- ・特定家庭用機器再商品化法により指定された家電製品の処分に要する経費
- ・家財道具の移設に要する経費
- ・敷地内の樹木伐採・草刈などに要する経費
- ・空き家内の清掃に要する経費

問合せ

長洲町役場まちづくり課

熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地

TEL : 0968-78-3219

FAX : 0968-78-1092